

令和3年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和3年4月27日 開会

令和3年4月27日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和3年第2回奈井江町議会臨時会

令和3年4月27日（火曜日）

午前 9時58分開会

午前10時21分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第16号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第3号 令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第4号 令和3年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第5号 奈井江町税条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（9人）

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 篠田茂美 | 2番 | 大関光敏 |
| 3番 | 竹森毅 | 4番 | 遠藤共子 |
| 5番 | 石川正人 | 6番 | 笹木利津子 |
| 7番 | 森山務 | 8番 | 大矢雅史 |
| 9番 | 森岡新二 | | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

| | | | | | | | | | | |
|----|---|-------|---|------|---|------|------|---|---|-----|
| 町 | 長 | 三本英司 | | | | | | | | |
| 副町 | 長 | 碓井直樹 | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 相澤公 | | | | | | | | |
| 企 | 画 | 財 | 政 | 課 | 参 | 事 | 小澤克則 | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 辻脇泰弘 | | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 兼 | 会 | 計 | 課 | 長 | 横山誠 |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 田野義美 | | | | |
| 建 | 設 | 環 | 境 | 課 | 長 | 加藤一之 | | | | |
| 産 | 業 | 観 | 光 | 課 | 長 | 石塚俊也 | | | | |

| | |
|-----------|-------|
| 保健福祉課長 | 鈴木久枝 |
| 教育委員会事務局長 | 松本正志 |
| 町立病院事務長 | 杉野和博 |
| 建設環境課課長補佐 | 石川裕二 |
| 保健福祉課課長補佐 | 辻脇真理子 |
| 保健福祉課課長補佐 | 遠藤友幸 |
| 企画財政課課長補佐 | 井上健二 |
| 代表監査委員 | 中野浩二 |
| 農業委員会会長 | 小島和博 |

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

| | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 滝本 静 |
| 議会庶務係長 | 東藤 美妃代 |

開会

●議長

皆さん、おはようございます。第2回臨時会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和3年奈井江町議会第2回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入り口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承を願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、篠田議員、8番、大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(9 時 5 9 分)

●議長

日程第3、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第16号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

おはようございます。臨時会出席、お疲れさまです。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」

専決事項は、令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第16号）であります。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億1,526万8,000円を追加し、総額をそれぞれ56億8,800万7,000円とする。今回の補正予算につきましては、令和2年度の地方交付税等歳入予算の確定を主たるものとし、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

令和3年4月27日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、11ページをお開きください。

2款1項1目の地域振興基金では、条例の規定に基づき令和2年度中にいただいたふるさと応援寄附金を地域振興基金に積み立てるため、1億1,526万8,000円を追加計上するとともに、ふるさと応援寄附金の関係費用に加え、国から国庫補助事業分として追加決定を受けた新型コロナ臨時交付金の関係事業への財源充当を行うため、11ページから13ページにおいて財源の振替えを行っております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款地方譲与税から9ページにわたります11款交通安全対策特別交付金及び10ページの22款法人事業税交付金の交付額の確定により、合わせて2,091万1,000円を追加計上、9ページの中段、14款2項1目の総務費国庫補助金では、高度無線環境整備推進事業など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫補助事業分として確定した2,498万2,000円を追加計上、2目の民生費国庫補助金及び15款2項2目の民生費道補助金では、医療的ケア児保育支援モデル事業に係る補助金について、北海道の指示により予算組み替えを行っております。

10ページをお開きください。

17款寄附金では、ふるさと納税分1,526万8,000円を追加計上しております。18款1項1目の地域振興繰入金でございますが、基金に積み立てを行なったふるさと応援寄附金1億1,526万8,000円を各事業に充当するため、繰入れを行っており

ます。

以上における歳入歳出の差、6,116万1,000円については、財政調整基金からの繰入れを減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時04分)

●議長

日程第4、議案第2号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書15ページをお開きください。

議案第2号「令和3年度一般会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ7,982万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ48億6,347万7,000円とするものであります。

令和3年4月27日提出、奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、議案書21ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費で7,952万5,000円を追加計上しております。

臨時交付金関連事業につきましては、定例会資料、資料1に実施計画を掲載してございます。

資料の1ページに記載のとおり、3月の第1回定例会にて8事業、3,884万円を先方事業として計上したところでありますが、資料2ページから3ページに記載のとおり、公共的空間の安全安心確保事業、さらにはプレミアム付き商品券発行事業など、今回新たに8事業の予算を追加計上したところでございます。

議案書の22ページ、2項2目の賦課徴収費では税制改正に伴う介護保険料に関連する住民税システム改修負担金29万8,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、20ページをお開きください。

15款の国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,880万6,000円を追加計上、16款の道支出金ではプレミアム付き商品券発行支援事業交付金216万円を追加計上、以上における歳入歳出の差1,885万7,000円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時07分)

●議長

日程第5、議案第3号「令和3年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書23ページをお開きください。
議案第3号「下水道事業会計補正予算(第1号)」の概要についてご説明いたします。
第1条において、歳入歳出それぞれ220万円を追加し、予算の総額を4億570万円とするものであります。
第2条では、26ページ、第2表地方債補正のとおり、公共下水道事業債一般分で110万円、過疎債で110万円を追加しております。
令和3年4月27日提出、奈井江町長。
補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、30ページをお開きください。

1 款 1 項 2 目の下水道建設費、公共下水道事業に要する経費では、奈井江企業団地 2 号線汚水枝線の新設工事請負費 2 2 0 万円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

2 9 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目の下水道事業債 2 目の過疎債において、それぞれ 1 1 0 万円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10 時 10 分)

●議長

日程第 6、議案第 4 号「令和 3 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書31ページをお開きください。

議案第4号「病院事業会計補正予算(第1号)」の概要についてご説明いたします。

第2条業務の予定量の補正では、建設改良事業において地域医療総合情報システム更新ほかで160万円を追加。

第3条収益的収入及び支出の補正では、収入第1款病院事業収益において540万円を追加し、総額8億8,977万4,000円としております。

支出の補正はありません。

32ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出の補正では、資本的収入支出それぞれ160万円を追加し、収入総額1億7,014万3,000円、支出総額2億901万7,000円であります。

令和3年4月27日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

34ページをお開きください。

収益的収入、病院事業収益の医業外収益では、感染症防止対策に係る一般会計からの繰入金540万円を追加計上。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

35ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費では、感染症防止対策に係る備品購入費用160万円を追加計上し、資本的収入において感染症防止対策に係る一般会計繰入金を同額、追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第7、議案第5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書36ページをお開きください。

議案第5号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」。

45ページをお開きください。

本案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、町税条例及び都市計画税条例の一部を改正するものであります。

令和3年4月27日提出、奈井江町長。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

おはようございます。それでは、改正の内容につきまして、臨時会資料の資料2で説明いたしますので、4ページをご覧ください。

今回の改正は、令和3年度の地方税法の改正に伴い、町税条例、都市計画税条例を改正するものであります。

主な改正点について説明いたします。

1、個人町民税関係につきまして、丸に記載あります住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税対応についてであります。これまでの令和元年度消費税増税対策による税制改正及び令和2年度新型コロナ特措法による税制改正により、住宅ローンの控除期間を13年とする特例期間がさらに延長され、一定期間に契約、例えば注文住宅の場合には令和3年9月までに契約し、令和4年末までの入居者を対象とし、適用年の各年において所得税から控除しきれない額を現行制度と同じ範囲内で個人住民税から控除しようとするものであります。また、この措置による減収分は全額国費で補填されることとなっております。

続きまして、2、固定資産関係では、1つ目の丸、固定資産税の課税の仕組みにつきましては、1つ目は現行の土地に係る負担調整措置の仕組みを令和3年度から令和5年度までの3年間延長するものです。2つ目には、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が多く変化したことを踏まえ、納税の負担感を軽減する観点から、3年に一度の評価替えに伴い、税額が増額する土地について令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く措置を講ずるものであります。

なお、いずれの改正につきましても、土地計画税も同様の措置となるため、都市計画税条例について所要の改正を行ってまいります。

2つ目の丸、生産革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援につきましては、中小企業の設備投資をより強力に、集中的に促進するための臨時措置法により、市町村の認定を受けた計画に基づき行われた中小企業の一定設備投資について、固定資産税を軽減することを可能とする時限的な特例措置を2年間延長しようとするものであります。

続きまして、3、軽自動車関係では、1つ目の丸、環境性能割の臨時的軽減の延長についてであります。軽自動車税の環境性能の税率を1%軽減する特例が適用となる3年以上の自家用自動車の取得期限を令和3年3月31日から令和3年12月31日まで、9か月間延長するものであります。

5ページをご覧ください。

2つ目の丸、種別割グリーン化特例の適用期限の延長につきましては、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を2年間延長するものであります。

なお、本改正により電気自動車、燃料電池、プラグインハイブリッド車などがおおむね75%の軽減がそのままとなり、自家用乗車の50%軽減、25%軽減はいずれもグリーン化特例の対象外となっております。

次に、改正条例の附則は施行期日といたしまして、町民税の経過措置の見直しなど、

一部の規定を除き公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することを規定しております。

以上、奈井江町税条例等の一部を改正する条例の主な改正点についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定を願いたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時19分)

●議長

日程第8、議案第6号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

(休憩)

●議長

会議を再開します。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

第2回の定例会の出席、ご苦労さまです。
議案書46ページをお開きください。
議案第6号「固定資産評価員の選任つき同意を求めることについて」
固定資産評価員、馬場和浩氏が令和3年3月31日付をもって辞職したので、後任に
田野義美氏を選任いたしたく地方税法の規定により、町議会の同意を求めるものであり
ます。

令和3年4月27日提出、奈井江町長。

なお、田野氏の履歴については次ページに記載しております。ご同意を賜りますよう
よろしく願いをいたします。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり同意されました。
ここで暫時休憩といたします。

(休憩)

●議長

会議を再開いたします。

開会

●議長

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和3年奈井江町議会第2回臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(10時21分)